

第6 治山工事検査要領細則について

平成16年4月1日 15東治第205号
東北森林管理局長より
青森事務所長及び各森林管理(支)署長あて
[最終改正] 令和2年12月15日2東治第15号-2

治山工事検査要領細則について

治山工事の検査業務に当たっては、「国有林野事業特別会計請負工事監督・検査実施要領」(昭和49年4月8日49林野経第157号)に定めるもののほか、細部の取り扱いとして別紙のとおり「治山工事検査要領細則」を定めたので、今後はこれにより適正かつ厳正に遂行されたい。

治山工事検査要領細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この治山工事検査要領細則（以下「細則」という。）は、国有林野事業特別会計請負工事監督・検査実施要領（昭和49年4月8日付け49林野経第157号。以下「実施要領」という。）第28条の規定に基づき、東北森林管理局管内における請負契約による治山工事（以下「治山工事」という。）の検査に関する細則を定めたもので、検査職員の適正かつ厳正な検査業務の遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 治山工事の検査業務は、他法令、契約約款及び実施要領に定めるもののほか、この細則によって行わなければならない。

第2章 検 査

(検査の準備)

第3条 検査にあたっては、総括的に工事の実行経過を把握するために、次の事項について調査しなければならない。

- (1) 契約書、契約約款、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答を含む。以下、これらを「設計図書」という。）等の内容
- (2) 実施要領第6条に定める監督職員の指示及び承諾事項
- (3) 着工及び完成の年月日
- (4) 工期中における設計変更の有無及びその内容
- (5) 工期中における災害の有無及び被害状況並びにその措置、補償等
- (6) 監督職員の立会状況及び検査、確認等の状況
- (7) 施工管理の状況
- (8) その他必要な事項

(証拠図書類の確認)

第4条 検査にあたっては、治山工事監督要領細則第6条に定める証拠図書類の作成整備が行われているかどうかを確認しなければならない。

(検査方法)

第5条 実施要領第26条の検査にあたっては、契約書、契約約款、設計図書、証拠図書類等に基づいて、別表「治山工事検査方法」により、当該契約の内容に適合しているかどうかを注意深く検査しなければならない。

2 検査職員は、必要に応じて検査の過程及び内容を明らかにするための記録写真を整備しておかなければならない。

第3章 検査の要点

(コンクリート構造物の検査)

第6条 コンクリート構造物については、治山工事監督要領細則第14条及び第17条による確認事項に留意し、特に次の検査を行わなければならない。

- (1) 構造物の各部ごとに設計寸法線の20%以上の箇所を抽出し、その出来高寸法についての実測検査
- (2) コンクリートの品質管理の状況、テストハンマーによる強度検査、手ハンマーによる反響音検査等、コンクリートの質に関する検査
- (3) 外見的行う砂ボロ、豆板侵蝕、エフロレッセンス等の有無、継手、養生及び法狂いの状態の検査

2 鋼製構造物についても、前項に準じて検査するものとする。

(石積工の検査)

第7条 石積工については、治山工事監督要領細則第18条による確認事項に留意し、特に次の検査を行わなければならない。

- (1) 練積工については、必要に応じて1工事につき数箇所の抽出検査又は背面の掘起し検査
- (2) 明視できる各部の寸法について10%以上の実測検査
- (3) 外見的行う積み方及び石の規格等の検査
- (4) 現地採取材料の採取箇所の検査

2 コンクリートブロック積工についても前項に準じて検査するものとする。

(積苗工、編柵工及び筋工の検査)

第8条 積苗工、編柵工及び筋工については、治山工事監督要領細則第19条、第20条及び第21条による確認事項に留意し、特に全数量の20%以上を抽出し実測検査を行わなければならない。

(植生盤工の検査)

第9条 植生盤工については、治山工事監督要領細則第22条による確認事項に留意し、特に施工箇所ごとに全数量の5%以上を抽出し実測検査を行わなければならない。

(伏工等の検査)

第10条 伏工、被覆工、播種工等については、治山工事監督要領細則第23条による確認事項に留意し植生盤工の検査に準じて検査を行わなければならない。

(水路及び暗渠工の検査)

第11条 水路及び暗渠工については、治山工事監督要領細則第24条による確認事項に留意し、必要に応じて掘り起こして内部の状態を検査しなければならない。

(法切及び整地の検査)

第12条 法切及び整地については、治山工事監督要領細則第25条による確認事項に留意し、必要に応じて実測検査を行わなければならない。

(種子吹付工の検査)

第13条 種子吹付工については、治山工事監督要領細則第26条による確認事項に留意し、測線の20%以上を抽出して実測検査を行うか又は標準地による実地検査を行わなければならない。

(治山造林の検査)

第14条 治山造林については、治山工事監督要領細則第27条による確認事項に留意し造林地に20m間隔の格子線を描き1ha当たり1箇所以上を無作為に抽出し、実地検査を行わなければならない。

(その他の工種の検査)

第15条 その他の工種については、治山工事監督要領細則第28条による確認事項に留意し、必要に応じて実測検査を行わなければならない。

(転落の恐れがある箇所検査)

第16条 治山ダム等の天端等の転落の恐れがある箇所の検査における出来形寸法の実測については、出来形管理写真及び出来形管理図表の測定値により代えることができるものとする。

第4章 検査結果の措置及び報告

(設計図書等と出来形の不一致)

第17条 工事の検査にあたり、契約書、契約約款及び設計図書（以下本条において「設計図書」という。）と出来形とに不一致を認めた場合は、次により速やかに所定の手続きをしなければならない。

- (1) 設計図書等と出来形の不一致が、細則第5条別表「治山工事検査方法」の許容限度以上で目的達成上支障がないと認められるときは、出来形数量を確認のうえ完成として取扱い、その旨を支出負担行為担当官等に報告するものとする。
- (2) 設計図書等と出来形の不一致が細則第5条別表「治山工事検査方法」の許容限度以上で目的達成上支障があると認められるときは、改造又は修補の意見を付してその旨を支出負担行為担当官等に報告するものとする。
- (3) (2)の場合でその内容が軽微で直ちに修補等ができるものについては、検査職員が修補等を命じその旨を支出負担行為担当官等に報告するものとする。

(検査報告)

第18条 工事の検査を完了したときは、次の事項について検査報告書を作成しなければならない。

- (1) 検査工種、検査箇所及び検査の方法
- (2) 証拠図書類及び記録写真によって認定した工種
- (3) 検査結果の認定

- (4) その他必要な事項
- 2 検査報告書の様式は次のとおりとする。
- (1) 治山工事完成検査野帳（別紙様式1号）
 - (2) 検査不合格報告書（ 〃 2号）
 - (3) 検査写真
- 3 指定部分完了検査及び既済部分検査についても前二項に準じて検査報告書を作成するものとする。

（検査調書）

第19条 実施要領第27条の検査調書の様式は、別に定めるところによる。

（改造又は修補）

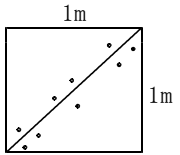
第20条 検査の結果、改造又は修補の必要を認めるときは、別紙様式3により所定の手続きをへて手直し命令を発しなければならない。

第5章 雑 則

第21条 防災林造成、保安林整備、保安林管理道整備、治山運搬路及び建築はこの細則によるほか、造林、林道及び営繕の検査要領細則を準用する。

治 山 工 事 の 検 査 方 法

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許 容 限 度	判 定	事 後 措 置	
堰堤、谷止、床固、護岸等コンクリート工事 (土留コンクリート等を含む)	I 計画高検査	1. 計画高	(1) 基準標 (B. M.) よりレベルで測定し設計通りであるか実測検査する。	A 許容限度以内であればよい。 B 許容限度以上で構造物の目的達成上支障がないと認められる場合	高さ±3cm	a 許容限度以上で構造物の目的達成上支障があると認められる場合	改造させられる。	
	II 形量検査	1. 明視出来る部分の出来高寸法	(1) 各部（水抜きを除く）の出来形寸法については、変化点を含む数箇所をスチールテープで測定する。	I～(1)～AおよびBに準ずる。	長さ50m未満 ±5cm 50m以上 ±10cm 巾 ±3cm 高さ±2cm	I～(1)～aに準ずる。	改造させられる。	1) 許容限度以内であっても袖天端の高さにおいて逆インクラおよび段違いについては、その差が2cmをこえてはならない。 2) 請負者の責によって掘起した部分をコンクリートで埋戻した箇所は形量検査の対象外とする。
			(2) 放水路および天端の水平面をレベルで実測検査する。	I～(1)～AおよびBに準ずる。	凸凹 ±1cm	I～(1)～aに準ずる。	改造させられる。	
			(3) 各部の法勾配は正規法面を基準にして、勾配定規等で実測検査する。	I～(1)～AおよびBに準ずる。	法勾配±0.2分	I～(1)～aに準ずる。	改造させられる。	
		(4) 水抜の出来形寸法、および位置を個々にスチールテープで実測検査する。	I～(1)～AおよびBに準ずる。	上下、左右の移動 5cm 寸法 ±2cm	I～(1)～aに準ずる。			
	2. 明視出来ない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書によって確認する。 (2) 必要に応じて根掘検査を行い根入状況を調べる。	I～(1)～AおよびBに準ずる。	前記各項に準じて扱う。	I～(1)～aに準ずる。	改造させる。		

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考	
	種 別	事 項	方 法	判 定	許 容 限 度	判 定	事 後 措 置		
	Ⅲ 品質検査	1. 材 料	(1) 使用材料の規格、品質の見本または証拠図書により確認する。	仕様書で定められた以上のもの		仕様書で定められた以外のもの	改造または修補させる		
		2. 外 見	(1) 砂ボロ、豆板、侵食、凍結、エフロレッセンス、打継目の不良等について検査する。	A 構造上の目的達成上支障がないと認められる場合		目的達成上支障のあるもの	修補させる。		
		3. 養 生	(1) 監督員の作成した証拠図書によって確認するほか外見について検査する。	養生状態が充分であればよい。		養生状態不十分の場合	更に養生させる。		
		4. 表 面 強 度	(1) テストハンマーにより表面強度を検査する。 (2) 構造物の天端、袖天端については2カ所、上流、下流面については30㎡当たり1カ所(1㎡)を抽出して行う。 (3) 1㎡の区画内の1対角線上に3カ所にそれぞれ3点(計9点)各点は3cm程度の間隔を保つ。 	A 1箇所でも平均値が許容限度以上のものが、全体の80%以上の場合	指定強度	a 許容限度未満のものが20%以上ある場合	穿孔注水検査および破壊検査を行いその結果にもとづき修補させる。		1) 使用機械 シュミットテストハンマー
		5. 圧 縮 強 度	(1) 監督職員により提示を受けた圧縮強度試験結果報告書を検査する。	A 許容限界以内であればよい。	レミコン (ア) 1回の試験結果が指定した呼び強度の85%以上 (イ) 3回の平均値が指定した呼び強度以上	a 許容限界以下であれば不合格	穿孔注水検査および破壊検査を行いその結果にもとづき修補させる。		

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許 容 限 度	判 定	事 後 措 置	
		6. 反 響 音	(1) 構造物の各部について軽打し、反響音を検査する。	A むらなく金属性の反響音を得ればよい。		a 濁音を発する箇所は不良である。	Ⅲ～5～aの事後措置を行う。	
		7. 破 壊	(1) コンクリート工作物については以上の各検査の結果、不良箇所があつて特に必要ある場合に行い内部を検査する。 (2) 破壊検査を行う場合の破壊孔は大きさ30cm×30cm、深さ30cmを標準とする。 (3) 注水検査を行う場合の穿孔深は不良箇所又は打継目を貫通し普通1.2m以上とする。	A 手抜工事等特に粗漏な施工結果が認められない場合はよい。		a A以外の場合 b 満水1分後の減水が10cm以上の場合	程度によって全面破壊の上新規に築設させるか、グラウティングまたは増厚、および改造させる。	
		8. 鋼 製 タ ッ ム	(1) 主溝脚底（上・下流）ごとの間隔を測定する。 (2) 主溝ごとダム軸より測定し、通りを検査する。	A 主溝間隔及び通りが許容限度以内であればよい。	2cm	I～(1)～aに準ずる。	改造させる。	ボルト、ナットの締付け状態、鋼材の傷みなどについても検査する。
鋼製枠、鉄筋コンクリート枠等構造物	I 計画高検査	1. 計 画 高	(1) 基準標（B. M.）よりレベルで測定し、設計通りであるか実測検査する。	A 許容限度以内であればよい。 B 許容限度以上で構造物の目的達成上支障がないと認められる場合	高さ±10cm	a 許容限度以下であれば不合格	改造させる。	
	II 形量検査	1. 出来形寸法	(1) 各部の出来形寸法については、変化点を含む数箇所をスチールテープで測定する。	I～(1)～AおよびBに準ずる。	長さ50m未満 ±10cm 長さ50m以上 ±20cm 巾（厚さ） ±5cm	I～(1)～aに準ずる。	改造させる。	片法枠使用の場合は、1基ごとに検測する。
		2. 法 勾 配	(1) 各部の法勾配は正規法面を基準にして、実測検査する。	I～(1)～AおよびBに準ずる。	法勾配 ±1分	1～(1)～aに準ずる。	改造させる。	

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許 容 限 度	判 定	事 後 措 置	
		3. 明視出来ない部分の出来型寸法	(1) 証拠図書によって確認する。 (2) 必要に応じて根掘検査を行い根入状況を調べる。	I～(1)～AおよびBに準ずる。	前記各項に準ずる。	I～(1)～aに準ずる。	改造させる。	
	Ⅲ 品質検査	1. 材 料	(1) 使用材料の規格、品質の見本または証拠図書によって確認する。	A 仕様書で定められた以上のもの		a 仕様書で定められた以下のもの	改造または補修させる。	
石積等の工事	I 形量検査	1. 出来形寸法	(1) 構造物の出来形寸法は堰堤床固等コンクリート工事Ⅱに準ずる。	A 許容限度以内であればよい。 B 許容限度以上で構造物の目的達成上支障がないと認められる場合	長さ50m未満 ±5cm 長さ50m以上 ±10cm 高さ ±5cm 法勾配 ±0.5分 巾 { +5cm -1cm	a 許容限度以上で構造物の目的達成上支障があると認められる場合	改造させる。	
		2. 胴込コンクリート裏込礫の量の検査	(1) 構造物50㎡当たり1箇所割合で背面を掘起こし抽出検査する。	A 許容限度以内であればよい。 B 許容限度以上で構造物の目的達成上支障がないと認められる場合	数量の±5%	a I～aに準ずる。	改造させる。	
	Ⅱ 品質検査	1. 積石の検査	(1) 構造物100㎡ぎ当たり1箇所割合で抜きとり検査をして面、控が規格通りか、また積方について検査する。	A 規格通りであればよい。		a 規格通りでない。	改造させる。	不良部時については明確に区分する。
		2. 積石、胴込コンクリート裏込礫の質の検査	(1) 堰堤、床固等コンクリート工事Ⅲ～7に準じて積石裏込礫、コンクリートの質を手ハンマー肉眼等で検査する。	Ⅲ～7～Aに準ずる。		Ⅲ～7～aに準ずる。	Ⅲ～6～aに準ずる。	

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許 容 限 度	判 定	事 後 措 置	
種子吹付工 (航空機撒布工を含む。)	I 形量検査	1. 施工面積	(1) 設計図書及び測量野帳等を基準にして、測線の20%以上を抽出して実測検査する。	A 計容限度以内であればよい。	長さ ±20cm	a 仕様書で定められた以下のもの	修補させる。	(1) 測線の実測検査が困難なものは、間接的方法で面積を確認する。 (2) 発芽状況は、発芽試験の結果も参考にする。 (3) 施肥工（追肥工）については施工地付近の木本と比較し、成育状況及び施肥効果等を判定する。
	II 品質検査	1. 材 料	(1) 使用材料の規格、品質については証拠図書等によって検査する。	A 設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの		I～(1)～aに準ずる。	修補させる。	
		2. 実播状況等	実播状況は次の標準地(10cm×10cm=100cm ² 程度)を抽出し、実播量、種別、均一性、発芽状況、成育状況等について検査する。 (1) 種子吹付工の場合 施工面積 1,000m ² 未満 2箇所以上 " 1,000～5,000m ² 3箇所以上 " 5,000m ² 以上 5箇所以上 (2) 航空機撒布工の場合 施工面積 1ha未満 5箇所以上 " 1～5ha未満 7箇所以上 " 5ha以上 10箇所以上	A 成立可能本数以上のもの。	成立可能本数 3,000本/ m ²	I～(1)～aに準ずる。	修補させる。	

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許 容 限 度	判 定	事 後 措 置	
集水井工	I 計画高検査	1. 基準高	(1) 全数について測定する。	A 計容限度以内であればよい。	高さ±5.0cm	a 許容限度以外であると認められる場合。	改造させる。	
	II 形量検査	1. 長さ	(1) 全数について測定する。	A 計容限度以内であればよい。	長さ-10.0cm	a 許容限度以外であると認められる場合。	改造させる。	
		2. 偏心量 d	(1) 全数について測定する。	A 計容限度以内であればよい。	15.0cm	a 許容限度以外であると認められる場合。	改造させる。	
		3. 巻立幅 w		A 計容限度以内であればよい。	-5.0cm	a 許容限度以外であると認められる場合。	改造させる。	
		4. 巻立厚 f		A 計容限度以内であればよい。	-3.0cm	a 許容限度以外であると認められる場合。	改造させる。	
(集排水ボーリング工)	I 計画高検査	1. 基準高		(1) 全数について測定する。	A 計容限度以内であればよい。	高さ±15.0cm	a 許容限度以外であると認められる場合。	堀直しさせる。
	II 形量検査	1. 延長	(1) 全数について測定する。	A 計容限度以内であればよい。	長さ-0cm	a 許容限度以外であると認められる場合。	堀直しさせる。	
		2. せん孔方向 θ	(1) 全数について測定する。	A 計容限度以内であればよい。	±2.5度	a 許容限度以外であると認められる場合。	堀直しさせる。	

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許 容 限 度	判 定	事 後 措 置	
杭 打 工	I 計画高検査	1. 基 準 高	(1) 全数について測定する。	A 許容限度以内であればよい。	±5.0cm	a 許容限度以外であると認められる場合。	改造させる。	
	II 形量検査	1. 根 入 長	(1) 全数について測定する。	A 許容限度以内であればよい。	設定値以上	a 許容限度以外であると認められる場合。	改造させる。	
		2. 偏 心 量 d	(1) 全数について測定する。	A 許容限度以内であればよい。	D/4以内かつ10.0cm以内	a 許容限度以外であると認められる場合。	改造させる。	
ブロック (消波、根固ダム等)	I 形量検査	1. 出来形寸法	(1) 各部出来高寸法については、変位点間の距離、高さ、勾配をスチーリテープ、レベル、勾配定規で実測検査する。	A 許容限度以内であればよい。	長さ±20.0cm 幅 ±10.0cm 高さ±10.0cm 法勾配±0.3分	a 許容限度を越える場合で構造物の目的達成上支障があると認められる場合。	改造させる。	1) 乱層積や床均をしない地盤に据付する場合、又は消波工、根固工のように短期間に変化をきたすものについては、この基準によらなくてもよい。
				B 許容限度を越える場合で構造物の目的達成上支障がないと認められる場合				
	II 品質検査	1. 外 見	(1) ブロック単体については、砂ボロ、豆板、凍結欠傷について検査する。	A 許容限度以内であればよい。	豆板、欠損 深さ 0.5cm 面積 4.0cm	a 凍結したもの	取替する。	
2. 養 生			(1) 証拠図書によって確認するほか外見について検査する。	A 養生状態が十分であればよい。		a 養生状態が不十分な場合。	更に養生させる。	

工事区分	検 査			合 格		不 合 格		備 考
	種 別	事 項	方 法	判 定	許 容 限 度	判 定	事 後 措 置	
		3. 圧 縮 強 度	(1) 圧縮強度試験結果表を検査する。	A 計容限度以内であればよい。	堰堤、護岸等コンクリート工事に準ずる。	a 許容限度以外であると認められる場合。	取替する。	
		4. 表 面 検 査	(1) テストハンマーにより表面強度を検査する。 (2) ブロック数量の5%を抽出し、抽出ブロック1箇所当たり1箇所検査する。 (3) 1箇所の区画及び打点は、堰堤、護岸エコングリート工事に準ずる。	A 1箇所の平均値が許容限度以内のもの。	堰堤、護岸等コンクリート工事に準ずる。	a 許容限度以外であると認められる場合。	取替する。	
	Ⅲ 据 付	1. 乱 積 基 準 高	(1) 施工延長100mに1箇所。	A 計容限度以内であればよい。	ブロック1個の据付高 $\pm 1/3$ 幅 +20.0% 延長+2.0%	a 許容限度以外であると認められる場合。	積替する。	
		2. 層 積 基 準 高	(1) 施工延長100mに1箇所。	A 計容限度以内であればよい。	± 20.0 cm 幅+2.0% 延長+1.0%	a 許容限度以外であると認められる場合。	改造させる。	
(その他の工事)	I 形 量 検 査	1. 出 来 形 寸 法	(1) 設計寸法については各々構造物の内容に応じてスチールテープその他必要な測定器具を用いて検査する。 (2) 検査職員は必要に応じて破壊検査をする。	A 計容限度以内であればよい。	高さ ± 10 cm 幅 ± 5 cm	a 不合格の場合は設計通り改造(補修)させる。	定規図で示された規格寸法で許容範囲が明示されていないものは、 $\pm 10\%$ を標準の範囲とする。	

治山工事完成検査野帳

平成 年 月 日
 検査官
 (コンクリート構造物-1)

工種名

検査種別	検査事項	記 事												
		I 計画高検査						II 形量検査						
1. 計画高		測定箇所	計画高	測定値	誤差	合不	測定箇所	計画高	測定値	誤差	合不			
I 計画高検査	1. 計画高	右袖	右	上				放水路	右	上				
				中						中				
				下						下				
			左	上					中央	上				
				中						中				
				下						下				
		左袖	右	上				左	上					
				中					中					
				下					下					
			左	上				水抜						
				中										
				下										
		備考		(レベル使用) 許容誤差±3.0cm 水抜±5.0cm										
		II 形量検査		1. 出来高寸法		測定箇所	設計寸法	測定値	誤差	測定箇所	設計寸法	測定値	誤差	
II 形量検査	1. 出来高寸法	(1) 長さ・巾	1					8						
			2					9						
			3					10						
			4					11						
			5					12						
			6					13						
			7					14						
		備考		(スチールテープ使用) 許容誤差50m未満±5.0cm 50m以上±10.0cm 巾±2.0cm									合	不
		(2) 天端仕上	右袖天端	測定最高値()	-	測定最低値()	=	()	cm					
			左袖天端	〃	()	-	〃	()	=	()	cm	合	不	
放水路天端	〃		()	-	〃	()	=	()	cm					
備考		許容限度 凸凹±1cm												
		測定箇所	設計寸法 (水抜の大きさ)	測定値	誤差	測定箇所	設計寸法 (水抜の大きさ)	測定値	誤差					
(3) 水抜		1				6								
		2				7								
		3					8							
		4					9							
		5					10							
備考		(スチールテープ使用) 許容限度 寸法±2.0cm				合	不	(スチールテープ使用) 許容限度 上下、左右の移動±5.0cm				合	不	

検査種別	検査事項	記 事									
Ⅲ 形量検査	1. 出来高寸法	測定箇所		設計寸法	測定値	誤差	測定箇所		設計寸法	測定値	誤差
	(4) 法勾配	上	1	分			下	1	分		
			2					2			
			3					3			
		備考	(スランートルール・2mポール使用) 許容誤差±0.2分								合
Ⅳ 品質検査	1. 材 料	検 査 内 容				所 見					
		工事材料の品質、規格									
		工事材料調達地点の適合									
	2. 外 見										
	3. 養 生										
	4. テストハンマーによるコンクリート表面反撥検査	記 事									
		合	不	平均圧縮強度 N/mm^2 別紙テストハンマー検査による。 指定強度 $\sigma_{28} = N/mm^2$ が80%以上合格							
	5. 供試体によるコンクリート圧縮検査	組数	合	不	指定強度 $\sigma_{28} = N/mm^2$ 許容限度以内であれば合格 別紙コンクリート圧縮強度試験表のとおり。						
	6. 手ハンマーによる反響検査	測定箇所		良	不良	測定箇所		良	不良	備 考	
		1				9					
		2				10					
		3				11					
		4				12					
		5				13					
		6				14				合	不
		7				15					
	8				16						

検査種別	検査事項	記 事					
V 品質検査	7. 破壊ならびに穿孔注水検査	測定箇所		深さ×巾×高さ	内 部 状 況		
		1		cm			
		2					
		3					
		4					
		合	不	備 考 合格判定 手抜工事等特に粗漏な施工結果が認められない時はよい。			
		測定箇所		穿孔深	減水深	減水の状況	
		1		m	cm		
		2					
		3					
		4					
		5					
		6					
		7					
		8					
		9					
		10					
		11					
		12					
		備 考 合格判定 手抜工事等特に粗漏な施工結果が認められない時はよい。					
合	不						

テストハンマー検査 (シュミットハンマー使用)									
番号	反 撥 強 度				圧 縮 強 度	経 過 日 数	28 日 換算圧 縮強度	備 考	
	左	中	右	平均					
1								測定箇所 天端、袖天端については2箇所、上下流面については30㎡あたり1箇所	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
					平均			合	不

検査種別	検査事項	記 事				
		測 定 箇 所	設 計 寸 法	測 定 値	誤 差	
				合		
				不		
	明視できない部分の出来高寸法					
Ⅲ 品質検査	使用材料の品質規格等					
Ⅳ その他検査	施工状況					

工種名

(積石構造物等)

検査種別	検査事項	記 事								
		測定箇所	設計寸法	測定値	誤差	測定箇所	設計寸法	測定値	誤差	備 考
V 形量検査	1. 出来高寸法	1.				6.				
		2.				7.				
		3.				8.				
		4.				9.				
		5.				10.				
		許容限度				合 計			合	不
		長さ50m未満±5cm、50m以上±10cm、法勾配±0.5分								
	2. 胴込コンクリート裏込礫の検査	測定箇所	コンクリートの厚さ	礫層の厚さ	備 考					
		1.								
		2.								
		3.								
		4.								
		5.								
		平均			合	不				
II 品質検査	1. 積石検査	測定箇所	面の大きさ	控 長	積石の質	単位当たり箇数	備 考			
		1.	×							
		2.	×							
		3.	×							
		4.	×							
		5.	×							
		平均						合	不	
	2. 積込胴込コンクリート裏込礫の質	測定箇所	コンクリートの質	礫の径	礫の質	備 考				
		1.		～		礫の平均 ～				
		2.		～						
		3.		～						
		4.		～						
		5.		～			合	不		

工種名

(アンカー工-1)

検査種別	検査事項	記 事				備 考	
		測 定 箇 所	設 計 寸 法	測 定 値	誤 差		
I 受厚板 計量検査	1.縦 長					備 考 (許容限度) 長 さ ±1% 厚 さ ±1cm	
	1.横 長						
	2.厚 さ						
					合	不	

工種名

(アンカー工-2)

検査種別	検査事項	記 事				備 考
		測 定 箇 所	設 計 寸 法	測 定 値	誤 差	
II 引張試験						備 考 (許容限度) 引張試験 1.2P以上 確認試験 1.0P以上
III 確認試験						

工種名

(アンカー工-3)

検査種別	検査事項	記 事							
		番号	設計寸法	測定値	誤差	番号	設計寸法	測定値	誤差
アンカー掘削長	1.出来高さ	1				17			
		2				18			
		3				19			
		4				20			
		5				21			
		6				22			
		7				23			
		8				24			
		9				25			
		10				26			
		11				27			
		12				28			
		13				29			
		14				30			
		15				31			
		16				32			
								合計	
		(許容限度) +5%、-0%						合	不
								備考	
V鋼材		検査の内容		所 見					
		(許容限度) 鋼材寸法JISの範囲内						合	不
								備考	

工種名

(杭打工)

検査種別	検査事項	記事				備考			
		測定箇所	設計寸法	測定値	誤差				
I 計画高検査	1. 基準高					備考 (許容限度) 計画高 ±5cm			
						合	不		
II 形量検査	1. 根入長					備考 (許容限度) 長さ 設定値以上 偏心量 D/4かつ10cm以内			
		2. 偏心量 d						合	不

検査種別	検査事項	記 事							
		測 定 箇 所	設 計 寸 法	測 定 値	誤 差				
I 形量検査	1. 出来高寸法								
								合	
								不	
II 品質検査	1. 外 見						合		
							不		
	2. 養 生						合		
							不		
	3. 圧縮強度						合		
							不		

4 表土検査		テストハンマー検査 (シュミットハンマー使用)				圧縮 強度	経過 日数	28 日 換算圧 縮強度	備 考	
番 号	反 撥 強 度									
	左	中	右	平均						
1									測定箇所 ブロック数量の5% を抽出し、抽出ブロッ ク1個当たり1箇所検 査する。 1箇所の区画及び打 点は、堰堤、護岸工等 コンクリート工事に準 ずる。	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
					平均				合	不

工種名

(その他の工種)

検査種別	検査事項	記 事							
		番号	設計寸法	測定値	誤差	番号	設計寸法	測定値	誤差
I 形量検査	1. 出来高寸法	1				17			
		2				18			
		3				19			
		4				20			
		5				21			
		6				22			
		7				23			
		8				24			
		9				25			
		10				26			
		11				27			
		12				28			
		13				29			
		14				30			
		15				31			
		16				32			
								合計	
		備 考 検査箇所は別紙検査図のとおり 設計全数量 } 抽出率 % 抽出数量 }						合	不
II 品質検査	1. 使用材料の品質規格等	検査の内容							
		備 考						合	不

工種名

(治山ダムの上流側埋め戻し)

検査種別	検査事項	記 事				
I 上流側 埋戻高	1. 出来形	検査の内容	所 見		備 考	
					(許容限度) 計画高 -0cm	
		備 考				合

様式第2号

検査不合格報告書

契 約 年 月 日	
場 所	
工 事 名	
完 成 期 限	
請 負 人 住 所 氏 名	
請 負 代 金 額	
検 査 立 会 者 氏 名	
検 査 不 合 格 の 理 由 意 見	

上記につき平成 年 月 日検査のところ不合格につき報告します。

平成 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

殿

検査職員

㊟

改造（修補）指示書

1. 改造（修補）箇所

別紙図面のとおり

2. 方法

3. 改造（修補）期限 平成 年 月 日

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日 日間

平成 年 月 日検査の結果、上記の箇所について手直しを指示します。

平成 年 月 日

殿

(分任) 支出負担行為担当官